

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	児童手当に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

高島市は、児童手当に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

滋賀県高島市長

公表日

令和7年6月13日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童手当に関する事務
②事務の概要	児童手当法に基づき、次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを支援するため、18歳到達後の最初の3月31日までの間にある児童を養育している者に対し、児童手当または特例給付を支給する。 特定個人情報ファイルは以下の事務で利用する。 ①児童手当受給資格の確認を行う。 ②児童を養育する者からの認定請求の受理、審査を行い結果を通知する。 ③認定した受給者に対し、手当を年3回の定期支払いおよび、状況に応じて随時支払いを行う。 ④年に一度、現況届の受理、審査を行い、継続支給の確認を行う。 所得に応じて「児童手当」・「特例給付」を認定する。現況届の提出がない場合は支払差止めを行う。 ⑤受給者にかかる世帯、所得等の変更による各種届出の受理、審査、認定を行い通知を行う。 ⑥児童手当支給に関する確認を行う。
③システムの名称	児童手当システム
2. 特定個人情報ファイル名	
児童手当受給者資格台帳	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項および別表第81項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和6年デジタル庁・総務省第9号）第2条別表 【情報提供の根拠】第42、125、141、161項 【情報照会の根拠】第106、107項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	高島市 子ども未来部 子育て政策課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	高島市 総務部 総務課 〒520-1592 滋賀県高島市新旭町北畑565番地 0740-25-8000
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	

連絡先	高島市 子ども未来部 子育て政策課 〒520-1592 滋賀県高島市新旭町北畑565番地 0740-25-8136
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [○]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） [○]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
		[] 人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバーの紐づけを行う際は2名以上で作業および確認を行う体制をとっている。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ☐	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	事務取扱者を限定し、漏えい等のリスクがないよう書類は鍵付きの保管庫に格納するなど管理を徹底している。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年4月1日	I－5 ① 部署	高島市 子ども未来部 子育て支援課	高島市 子ども未来部 子育て政策課	事後	
令和5年4月1日	I－8 連絡先	高島市 子ども未来部 子育て支援課 0740-25-8136	高島市 子ども未来部 子育て政策課 0740-25-8136	事後	
令和5年4月1日	IIしきい値判断項目 1.対象人数	令和3年4月1日	令和5年4月1日	事後	
令和5年4月1日	IIしきい値判断項目 2.取扱人数	令和3年4月1日	令和5年4月1日	事後	
令和6年4月1日	IIしきい値判断項目 1.対象人数	令和5年4月1日	令和6年4月1日	事後	
令和7年4月1日	IIしきい値判断項目 2.取扱人数	対象人数:1,000人未満(任意実施) 令和6年4月1日	対象人数:1,000人以上1万人未満 令和7年4月1日	事後	
令和7年4月1日	I 関連情報 3.個人番号の利用	・番号法第9条第1項および別表第一の第56項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第44条	・番号法第9条第1項および別表第81項	事後	
令和7年4月1日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報提供	番号法第19条第8号および別表第二 【情報提供の根拠】26,30,87項 【情報照会の根拠】74,75項 行政手続きにおける特定の個人を 識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 【情報提供の根拠】第19,44条 【情報照会の根拠】第40条	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報 の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省第9号)第2条別表 【情報提供の根拠】第42、125、141、161項 【情報照会の根拠】第106、107項	事後	